

# 下水道使用料について

令和3年1月現在

●同月で使用日数が14日以下のときは半額となります。(日割り計算はしておりませ

処理区名	対象住所	
農業集落排水	西高塚処理区	西高塚, 越路の一部, 椎田の一部
	椎田北部処理区	宇留津, 西八田, 東八田, 今津, 高塚の一部
	椎田西部地区	岩丸の一部, 奈古, 水原, 越路の一部, 坂本の一部, 日奈古
特定環境保全公共下水道	築城, 東築城, 上別府の一部, 下別府	
公共下水道	湊の一部, 椎田の一部, 臼田の一部, 坂本の一部	

※対象住所が分かりづらい所がありますが、詳しくは上下水道課にお問い合わせください。

●一般家庭	世帯割	世帯員割	→ 使用人数
し尿及び雑排水	1,400 円	1 人 1,200 円	
雑排水のみ ※	1,000 円	1 人 700 円	※農業集落排水のみ

●一般家庭で、使用人数が1人の場合の計算方法

世帯割 1,400円	+	世帯員割 1,200円 × 1人	+	消費税率 10% 260円	=	下水道月額使用料 2,860円
---------------	---	---------------------	---	------------------	---	--------------------

●一般家庭の場合

世帯員数	世帯割	世帯員割	消費税率 10%	月額使用料
1 人	1,400 円	1,200 円	260 円	2,860 円
2 人	1,400 円	2,400 円	380 円	4,180 円
3 人	1,400 円	3,600 円	500 円	5,500 円
4 人	1,400 円	4,800 円	620 円	6,820 円
5 人	1,400 円	6,000 円	740 円	8,140 円
6 人	1,400 円	7,200 円	860 円	9,460 円
7 人	1,400 円	8,400 円	980 円	10,780 円
8 人	1,400 円	9,600 円	1,100 円	12,100 円
9 人	1,400 円	10,800 円	1,220 円	13,420 円
10 人	1,400 円	12,000 円	1,340 円	14,740 円

●納付方法

納付書払い

毎月納付書をお送りします。  
(全国のコンビニで支払いできます)

口座振替

毎月ご指定の口座からお引き落としたします。  
(取扱金融機関に直接お申し込みください。)

→11人以上は省略しています。

●業務で使用する場合

使用人員	使用料	消費税率 10%	月額使用料
1~10人	5,500 円	550 円	6,050 円
11~20人	12,500 円	1,250 円	13,750 円
21~40人	22,500 円	2,250 円	24,750 円
41~60人	35,500 円	3,550 円	39,050 円
61~100人	56,500 円	5,650 円	62,150 円
101~150人	86,500 円	8,650 円	95,150 円
151人以上	120,000 円	12,000 円	132,000 円

使用人員は、店舗等の使用用途や面積などで計算します。

他に業務料金

(消費税率10%の場合)  
2,000円+200円=2,200円

※一般家庭と併設していることや使用用途など条件があります。